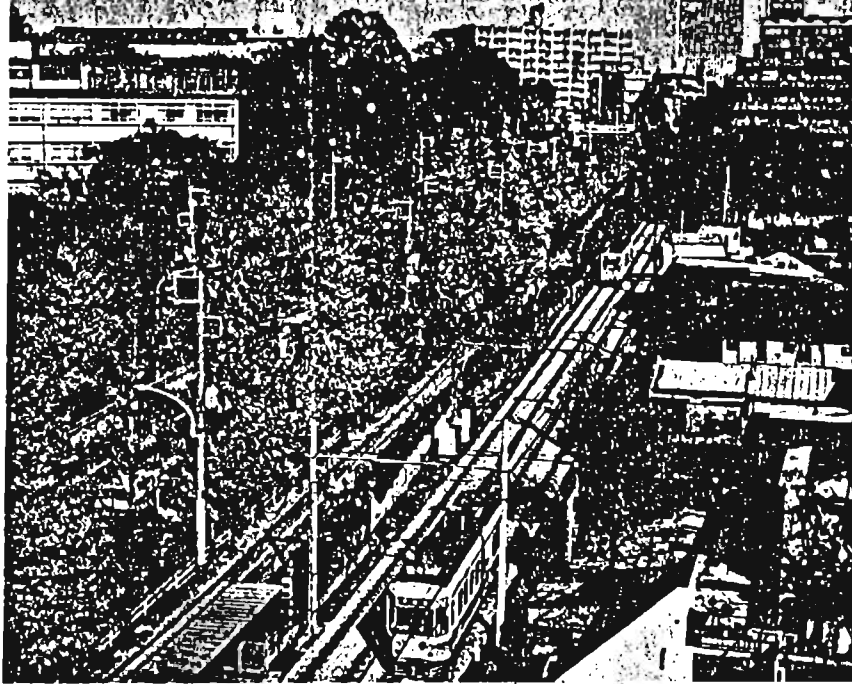


明日のきずなを求めて 特別区制度改革



いま、私たちの住む東京23区を憲法で保障された、完全な自治体とする運動が進められています。

21世紀という新しい世代を目前にして、今後、私たちの豊かさを支えるべき方策について、都と区で合意された「制度改革の基本的方向」を参照しながら、みなさんと一緒に考えたいと思います。

地域の特性に合った行政を進めるために

東京23区は、特別区と呼ばれ、他の地方公共団体にはみられない特別な自治制度（特別区制度）がとられています。特別区は、おおむね市と同様の役割を果たしていますが、都の内部自治的な性格をもっており、一般の市とは異なる事務機能や財政機能を有しています。

いま、23区は、高齢化社会への移行、高度情報化社会の進展、住民の価値観の多様化と個性化

不明確な現行の都区役割分担

一般の市町村は普通地方公共団体ですが、23区は、特別地方公共団体とされ、都財政調整制度や、事務調整条例などにみられるように、基礎的自治体としての性格が不明確です。

また、都は23区の区域内で、市の事務の一部を処理していることもあって広域自治体としての性格があいまいです。

そのために、次のような問題があります。

第1に、23区と都の役割分担や、住民に対する行政責任が不明確です。

第2に、23区の自主性が限定され、都に対する依存性が、助長されるしくみが残っています。23区が、それぞれの地域特性に応じた、きめ細かな行政を積極的に展開できないことです。

第3に、住民に身近な自治体

新しい制度で福祉の向上を

これからの東京は、都と区との連携により、社会や経済などの環境の変化に、的確に対応していく必要があります。そのためには、現行制度とは違った新しい自治制度、すなわち広域的自治体としての都と、基礎的自治体としての区による、二層の制度が考えられています。

そこで新しい制度の実現のためには、

第1に、基本的性格を改める必要があります。特別区を普通地方公共団体に位置づけることにより、都の内部自治的な性格はなくなり、自立した基礎的自治体となります。そして名称は、その性格にふさわしいものになります。

第2に、事務機能を拡充する必要があります。きめ細かい行政を行うため、ゴミの収集・運搬やまちづくりに必要な都市計画決定など身近な事務は、特別区が処理します。

第3に、財政の自主権を拡充する必要があります。特別区の財政を明確化し、自主性を強化し、地域特性を生かした積極的な行政を可能にします。

このように、今回の改革の目指しているところは、特別区を名実ともに住民に最も身近な基礎的自治体とし、住民福祉の向上の充実と行政サービスの向上をはかるようにすることです。

今後の対応

制度改革の実現に向けて

今回の都と区の合意は、50年の自治法改正の経緯を踏まえての特別区政調査会の5次に及ぶ都中や各区議会での自治法改正運動などに端を発しています。

合意の内容は、今後の都区制



制度改革についての基本的な方向についての考え方が示されたものです。今後は、この基本的方向に沿って、都区制度改革への第一歩を踏み出すこととなりますが、例えば、改革後の新しい区の名前や、清掃事業の収集・運搬部門の円滑な移行策などまだ残された多くの問題があります。

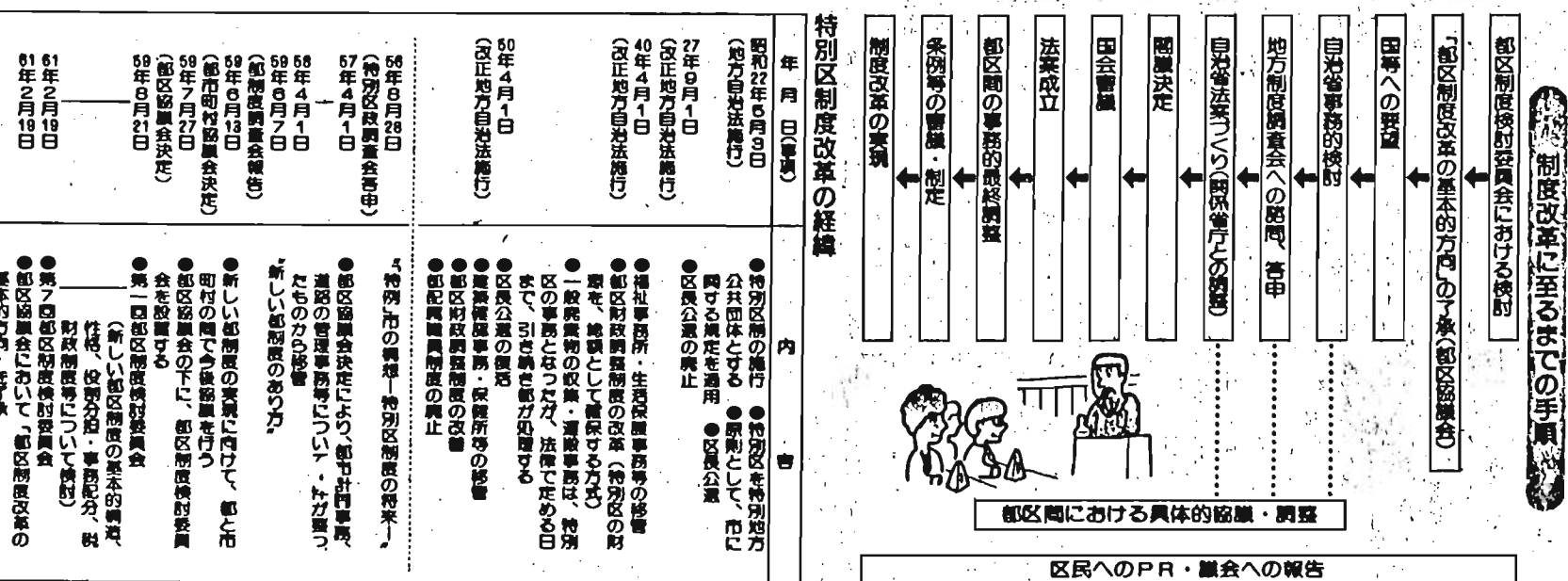
これら問題を解決すべく、特別区長会では、区長会長、副会長を組織した8名の区長による特別区制度改革推進委員会を設けました。また、区も豊島区制度改革推進委員会を設け、区議会と十分連携を図るとともに、区民の皆さんのご意見を尊重しながら、制度改革に向けて努力をしていくつもりです。一層のご理解ご協力をお願いします。

普通地方公共団体

地方公共団体が成立するためには、一定の地域、一定の住民、一定の自治権を有することが必要とされています。この三要素をそなえた地方公共団体のうち、最も一般的なものを、全国に普遍的なものが普通地方公共団体です。現在、都道府県・市町村が、普通地方公共団体とされています。

特別地方公共団体

自治政策上、特定の目的のために設けられた団体であり、その組織や機能なども普通地方公共団体とは異なります。しかし、特別地方公共団体のうち、特別区は市に最も近い団体であり、地方公共団体の組合や財源区などと著しい差異があります。



「都区制度改革の基本的方向」(全文と解説)

主な用語等の解説

市に準ずる

特別区は住民の選挙によって選ばれる区長と議会をもち、住民に最も身近な基礎的自治体としての役割を果たし、実質的には市と同様の自治体となつています。しかし、地方自治法上では特別区が地方公共団体とされているため、一部、事務機能や財政面において、一般の市とは異なる制度がとられています。

「都区制度改革の基本的方向」(全文と解説) 2月19日、東京都と23区の間で合意された「都区制度改革の基本的方向」の全文と解説を紹介します。内容を正確にお知らせするところから、原文のまま掲載します。

したがって、専門的(行政的)用語など、理解しにくい表現等もありますが、「主な用語の解説」などを参照しながら、理解を深めていただきたいと思います。

都区制度改革の基本的方向(全文)

昭和61年2月19日 特別区長会

1 改革の意義

大都市東京の現状

大都市東京は、膨大な人口、昼夜間人口の激しい流動性、中枢管理機能の集中、税源の地域的偏在など、いすれをとっても他都市に類を見ない社会経済的実態を有している。また、それぞれの地域が相互補完的な役割を果たしながら、全体として大都市を形成している特別な地域構造となっている。

このことから、特別区の存在する区域においては、役割分担、税財政制度などに関し、府県・市町村制とは異なる自治制度をとることによって、都と特別区が一体となって大都市東京の均衡ある行政を展開し、時代のニーズに応えてきた。

こうした中で、大都市行政の効果的運営のためには、大都市の一体性を確保しつつ、特別区の権限と責任を強化することが必要であるとの基本的考え方に立って、数次にわたる都区制度改革が行われてきた。この結果、特別区は市に準ずる地位と機能を有することとなった。

現行都区制度改革の問題点 しかしながら、地方自治制度上、今日なお、特別区は一般の市町村とは異なり、財産区や一部事務組合などと同様に特別地方公共団体のままとされ、都区

が、第一的に対応すべき行政課題について、都が、直接住民に対して責任を負うという面が残されており、多摩島しよ地域を含む府県行政あるいは広域的立場からの大府行政に似せられないこと、

が、第一的に対応すべき行政課題について、都が、直接住民に対して責任を負うという面が残されており、多摩島しよ地域を含む府県行政あるいは広域的立場からの大府行政に似せられないこと、

が、第一的に対応すべき行政課題について、都が、直接住民に対して責任を負うという面が残されており、多摩島しよ地域を含む府県行政あるいは広域的立場からの大府行政に似せられないこと、

が、第一的に対応すべき行政課題について、都が、直接住民に対して責任を負うという面が残されており、多摩島しよ地域を含む府県行政あるいは広域的立場からの大府行政に似せられないこと、

新たな制度の基本的構造及び自治体の性格等はつぎのようなものとする。

(1) 基本的構造 ① 大都市東京の社会経済的な実態に適した二層による新しい大都市制度を確立する。

② 当面、現行の特別区の区域を「大都市区域」とし、「大都市区域」においては、広域自治体(新しい都)と複数の基礎的自治体(新しい基礎的自治体)による二層制とする。

③ 「大都市区域」以外の地域においては、現行どおり、府県・市町村制としての新しい都と市町村による二層制とする。

④ 多摩都市部の一部に「大都市区域」の適用を将来図ることが可能な制度とする。「大都市区域」の適用範囲等については、関係自治体や住民の意向を尊重して、別途、検討する。

⑤ 改革の基本的方向 これからの大都市東京の行政に求められているものは、以上のような問題点を克服し、広域自治体と基礎的自治体との連携の体制を十分發揮して、高齢化社会の進展、住民の価値観、生活様式など社会経済の変化に的確に対応して行くことである。

従って、東京の自治制度改革に当たっては、現行制度の枠組みの中での改善では足りず、大都市東京の特性に相応した二層による新しい自治制度とする必要がある。

すなわち、都区制度改革の基本的方向としては、

第一に、特別区の内部団体的性格を改め、特別区を大都市区域における基礎的自治体とし、普通地方公共団体に位置づけ

第二に、特別区が地域の特性に適合した施策を積極的に進めることができるように、都と特別区の役割分担を明確にし、特別区に身近な事務については、

面、現行のままとし、将来的には、規模の適正化について別途検討する。

③ 新しい都と新しい基礎的自治体との役割分担 ① 新しい都は、基本的に、府県事務及び大都市区域における広域自治体による事務を有するものとし、都市交通、港湾、上・下水道、消防などの事務を処理する。

② 新しい基礎的自治体の事務 ① 新しい基礎的自治体の事務は、現行の特別区が有する事務機能を含め一層拡充することとし、現行都の事務のうち、おおむね別紙のような住民に身近な事務を新たに処理することとするが、今後、関係方面の意向も踏まえ、引き続き都区内で協議する。

③ 新しい基礎的自治体の自治体間の財政調整 ① 新しい基礎的自治体の均等ある行政水準を維持するため、新しい基礎的自治体間の新しい財政調整を行う。

④ 協賛方法、調整方式は、新しい基礎的自治体の自主性が確保されるようなしくみとする。

⑤ 地方交付税制度の適用等 ① 地方交付税制度は、新しい都と新しい基礎的自治体に対しては、一括して適用する。

② 新しい基礎的自治体に対する地方交付税は、新しい財政調整の財源とする。

③ 新しい基礎的自治体の起債の許可権者は、市町村と同様に都知事とする。

④ 二層による新しい大都市制度 ① 大都市区域の自治構造は、一般の府県・市町村と同様に、住民に身近な行政主体である基礎的自治体(区)とこれを包括する広域自治体(都)との二層の構造となり得る。しかし、

② 現行の都区財政調整制度の垂直調整は廃止する。③ 財源の配分に当たって

④ 5 今後の対応 都と特別区は、この基本的方向に沿って、住民や議会関係者の理解と協力を求めるとともに、国等に対し、その実現を強く要請する。

いすれを都税として徴収し、都の条例により、都と特別区の財源として配分されています。このことをいゆる垂直調整といっています。これに対し、23特別区間相互に財政調整を行う方式を水平調整といっています。新しい基礎的自治体の税源の基本的な

それぞれの新しい基礎的自治体が賦課徴収する固有税と新しい都が賦課徴収する市町村税の一部である調整税です。

固有税は、現行特別区税(特別区民税(個人分)、軽自動車税、特別区たばこ消費税、電気税、ガス税、鉱産税)を基本とし、調整税は新しい都が賦課徴収する固定資産税、市町村民税(法人分の一定部分を基本とし)です。

新しい財政調整 現行の都区間の垂直調整方式から、新しい基礎的自治体間の水平調整により財政調整方式にすることを。均等な調整を担保することは、新しい基礎的自治体になつて、財源の豊かな自治体と豊かでない自治体の差は依然として残ります。そこで、大都市としての一定の行政水準を保つためには、特別区相互間の財源の均衡調整が必要となるわけであり、調整の対象となる財源は新しい基礎的自治体の総財源(調整税及び固有税)とし、これを基準財源額という一定の基準で調整しようというものです。

地方交付税制度は、新しい都と新しい基礎的自治体に対し、分離して適用すること。地方交付税は、全国の地方公共団体の財源の均衡化を図ることにより、その独立性を強化することを目的として、国が国税の一部をもって交付する税です。現在、特別区には、この地方交付税制度が直接適用されず、都に対して特別区分を含め適用されています。新しい制度においては、都と特別区間の財政関係は、垂直調整の廃止によって相互に独立したものとなります。都と特別区を分離して適用する必要はありません。

新しい基礎的自治体に対して

- (別記) 新たに特別区が処理する事務**
- A 一般市(区)の事務**
- 1 都市計画に関する事務
 - ① 特定街区に係る都市計画の決定の一部(特定街区の性格等により都市計画)
 - ② 都市施設のうち地域冷暖房施設に係る都市計画決定
 - ③ 一般廃棄物の収集・運搬・浄化槽の維持管理指導等に関する事務(一部、保健所設置市(長)の事務を含む)
 - ④ 地教行第59条の事務
 - 2 保健所設置市(長)の事務
 - ① ビル衛生管理法に基づく建築物(建て建案確認を行うものを除く)への立入検査等
 - ② 有害家庭用品の規制に関する事務
 - ③ 狂犬病の予防に関する事務(動管法による事務の一部の処理を含む)
 - ④ へい獣処理場等の規制に関する事務
 - ⑤ 食品衛生に関する事務のうち、卸売市場外(令8営業のみ)における①報告徴取等②監視指導③届出受理④営業停止⑤廃棄命令
- B 保健所設置市(長)の事務**
- 1 都市計画に関する事務
 - ① 土地区画整理事業に関する事務(個人施行、組合設立の認可、但し、二以上の新しい基礎的自治体に係るものを除く)
 - ② 児童相談所に関する事務
 - ③ その他関連事業として政令指定都市事務ではないが、重症心身障害児関連6事業(介護事業、緊急一時保護事業、短期体験入所事業、訪問看護事業、訪問看護事業、運営費補助等法外援助事業)に関する事務を含む
 - ④ 児童福祉に関する事務のうち、補装具の交付等
 - ⑤ 民生委員に関する事務のうち、民生委員の推薦等、審査会の設置を除く事務
 - ⑥ 身体障害者の福祉に関する事務のうち、身体障害者相談員の委託
 - ⑦ 母子及び寡夫の福祉に関する事務
 - ⑧ 寄生虫病の予防に関する事務
 - ⑨ 墓地、埋葬等の規制に関する事務
 - ⑩ 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
 - ⑪ 風致地区内における建築業の規制に関する事務
 - ⑫ その他
 - 2 建築基準法に関する事務
 - ① 大規模建築物(床面積5000㎡以上)という基準を引き上げる方向で検討し、地下街、遊戯施設等を除く建築確認事務
 - ② 特定行政庁の行う指定、許可等
 - ③ 一部の特別都道の設置管理
 - 3 一部の特別都道の設置管理
- C 政令指定都市(長)の事務**
- 1 全ての開発行為の許可
 - 2 屋外広告物規制のうち、特定地域のみが存在する限定的な禁止区域、禁止物件の指定、及び地域住民の屋外広告物協定による一定地域の規制の強化
 - 3 屋外広告物に係る許可等に関する事務
 - 4 遠反広告物に係る除去等必要な措置命令等に関する事務
 - 5 児童相談所に関する事務
 - 6 児童福祉に関する事務のうち、補装具の交付等
 - 7 民生委員に関する事務のうち、民生委員の推薦等、審査会の設置を除く事務
 - 8 身体障害者の福祉に関する事務のうち、身体障害者相談員の委託
 - 9 母子及び寡夫の福祉に関する事務
 - 10 寄生虫病の予防に関する事務
 - 11 墓地、埋葬等の規制に関する事務
 - 12 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
 - 13 風致地区内における建築業の規制に関する事務
- D その他**
- 1 建築基準法に関する事務
 - ① 動物の保護及び管理に関する法律で動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の保護に関する事項を定め、動物愛護の気風を醸成するとともに動物の管理に関する事項を定め、動物により人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的として定められた法律です。
 - 2 動物の保護及び管理に関する法律で動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の保護に関する事項を定め、動物愛護の気風を醸成するとともに動物の管理に関する事項を定め、動物により人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的として定められた法律です。
 - 3 動物の保護及び管理に関する法律で動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の保護に関する事項を定め、動物愛護の気風を醸成するとともに動物の管理に関する事項を定め、動物により人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的として定められた法律です。

財政調整制度や事務調整条例の規定にも見られるように都の内部団体的性格が残り、基礎的自治体としての性格が不明瞭となつてゐる。一方、都は、特別区の存する区域では市の事務の一部を処理していることあり、特別区との関係において、広域自治体としての性格が、いまいなもとなつてゐる。

このようなことから、

第一に、都と特別区の役割分担や住民に対する行政責任が不明瞭となつてゐること、

第二に、特別区の自主性が阻外され、都に対する依存性が助長されるしくみが残されてゐること、

特別区がそれぞれの地域特性に応じたきめ細かな行政を積極的に展開できないこと、

第三に、住民に身近な自治体としての性格が、以下に示すように、

① 新しい都と新しい基礎的自治体は、それぞれの間に調整を要する事務及び新しい基礎的自治体間の財政調整の協議などを行うため、新しい協議会を設置する。新しい協議会は、新しい都と新しい基礎的自治体の共同の協議機関とし、その設置等は法令で定める。

② 廃置分合、境界変更についての特別規定等、現行特別区に関する特例は可能な限り廃止し、原則として市と同様の取扱いとする。

③ 今回の制度改革を進めるに当たって、新しい基礎的自治体の規模は、当

は、大都市圏における市町村税等の税源を、新しい都と新しい基礎的自治体の役割分担・事務配分に対応してそれぞれに配分する。

④ 新しい基礎的自治体の税源の基本は、それぞれの新しい基礎的自治体が賦課徴収する固有税と、新しい都が賦課徴収する市町村税の一部である調整税とする。

⑤ 調整税は、新しい都が賦課徴収する固定資産税、市町村住民税法人分それぞれ的一定部分を基本とする。調整税の設定は、

等々の共済事務を、新しい都と役割分担を行った上で、積極的に処理する。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」のことで、59条は、教育事務についての「都に関する特例」を定めたもの。その内容は区立小、中学校、養護学校等諸教育諸学校及び区立幼稚園の①教材の取扱い ②教科書の取扱い ③教育過程の取扱い ④教職員の取扱い ⑤教職員の内申の取扱い等については都教育委員会が処理する旨規定されています。

都区制度改革の基本的方向の概要(現行制度との比較)

項目	現行制度	問題点・課題	新しい制度(基本的方向)
1 基本的構造・性格等	(1) 基本的構造	現行特別区の存する区域において、都は広域自治体であるとともに、基礎的自治体であり、特別区は都の内部的団体と位置づけられている。広域自治体と基礎的自治体による二層の自治構造はとられていない。	現行特別区の区域を「大都市圏」とし、広域自治体である都と、複数の新しい基礎的自治体による二層制とする。事務機能、税財政制度において一般の市とは異なる。
	(2) 区の性格	都の内部団体的性格	「大都市圏」における基礎的自治体
	(3) 団体の種類・名称	団体の種類 - 特別地方公共団体 特別区 名称 - 区(〇〇区)	団体の種類 - 普通地方公共団体 (新しい基礎的自治体) 住民の意向等を踏まえ、その性格にふさわしいものとする。
2 役割分担・事務配分	(1) 区の事務	原則として市の事務を処理するほか、保健所設置市の事務など(それぞれ都が処理するものを除く)を処理している。	一般廃棄物の収集・運搬などの市の事務及び児童相談所などの政令指定都市の事務を含め住民に身近な事務を新たに処理する。
	(2) 都の事務	府県事務のほか、特別区の区域において、市の事務の一部(清掃、消防、上下水道など)を処理している。	基本的に、府県事務及び大都市圏における広域自治体にふさわしい大都市圏事務を処理する機能を有するものとし、都市交通、港運、上・下水道、消防などの事務を処理する。
3 税	(1) 財政配分	特別区は都の需要について田年度都区協議を行い、都区共通財源である調整3税を配分する。(都区財政調整の垂直調整)	それぞれの新しい役割分担・事務配分に対応して、あらかじめ税源を明確に分け、安定的な配分とする。(垂直調整の廃止)
	(2) 区の税の基本	固有税(特別区税)と都が賦課する調整3税の44%(現行調整率)	固有税(現行特別区税を基本とする)と調整税(都が賦課徴収する固定資産税、市町村住民税法人分それぞれ的一定部分を基本とする)
	(3) 財政調整	都区間及び特別区間の財政調整を行っている。この財政調整は、都区協議会の意見を聞き、配分が行う。	特別区の自主性が確保される必要がある。
	(4) 地方交付税制度の適用	都区合算規定により、特別区には地方交付税制度は適用されず、都とあわせて算定されている。	都と新しい基礎的自治体を分離して適用する。但し、新しい基礎的自治体に対しては一括適用とする。
4 その他(現行特別区に関する特例規定)	(主な例) ● 廃置分合、境界変更一部知事が特別区との同意を得た上で、都議会の議決を経て定める。 ● 起債の許可→自治大臣	● 廃置分合、境界変更についての特別規定等現行特別区に関する特例は可能な限り廃止し、原則として市と同様の取扱いとする必要がある。 ● 起債の許可→都知事	(主な例) ● 廃置分合、境界変更→新しい基礎的自治体の申請に基づき、都知事が都議会の議決を経て定める。 ● 起債の許可→都知事

に働きかけていくものとする。

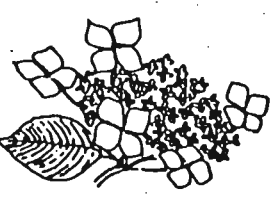
なお、個別的・具体的事項については、必要に応じて、引き続き検討を重ねていくこととする。

「大都市圏」の特性に適合させるために、一般の府県や市町村の二層性とは異なる役割分担や協力関係を有する制度として確立する必要があります。

新しい基礎的自治体及び市町村を包括する広域自治体とは、現行都区制度では、都は特別区及び市町村を包括する広域自治体であるとともに、特別区の区域では基礎的自治体の性格もあわせ持っています。新しい都における基礎的自治体としての性格が括弧されるため、新しい基礎的自治体(区)及び市町村という基礎的自治体を包括する広域自治体として明確に位置づけ

特別区は都の内部的団体として位置づけられているため、区の財源については、都が保障する制度がとられていますが、この制度が「都区財政調整制度」といいます。この制度は、都と特別区の間における財源配分と特別区相互間の財政調整という二つの構造をもっています。配分については、都が清掃、消防、上・下水道等の市の事務を処理していることなどから、特別区の財源であるべき、市町村住民税法人分、固定資産税、特別土地保有税(これらを調整3税とい

一括して適用することは、一括適用とは、新しい基礎的自治体の存する区域を交付税算定上の一つの団体とみなし、地方交付税制度を適用することをいいます。その前提として、新しい基礎的自治体間で、別途水平調整を行うこととします。



特別区制度の改革

Q&A

東京23特別区では、区民の皆さんにも身近な自治体であるが、名実ともに自立し、より区民サービス向上につとめることができてきた。特別区制度の改革をめざして、

問1 現行制度の問題点は何ですか。
答 現行制度の問題点は、一層拡大するとともに、財政面でもその自主性を高める方向での改革が必要であると考えます。

問2 今回の改革で、住民サービスは向上するのでしょうか。
答 今回の制度改革においては、特別区が基礎的自治体としての役割を果たすべく、地域の住民に密着した事務は極力、特別区が行うべきであると考えています。

問3 都が現在行っている事務を、各々の区が行う場合効率の低下はないのでしょうか。
答 一般的に「規模の利益(効用)」は、統一的一元的に処理すべき事務において、より効果を現わしますが、「住民に身近な事務」などは、都で統一的一元的に処理するよりも、それぞれの新しい基礎的自治体において処理する方が、より一層、地域の特性や、住民の意向が反映され、地域からの発想や創意・工夫を通じ、きめ細かな対応が可能になると思われま



問4 住民の意向は、この制度改革にどのように反映していくのでしょうか。
答 改革の基本的方向は、特別区政調査会・都制度調査会の報告を受けて、まず都と区の行政の責任者が都議会・区議会等にも報告しながらまとめられたものです。

問5 「新しい基礎的自治体」として、普通地方公共団体に位置づけられるのは、大都市圏における基礎的自治体として、「住民に身近な事務」をその責任と判断に基づき執行できる実質を備えた団体であると認められることによるものですが、その意義、効果として次の点があげられます。

問6 「新しい基礎的自治体」という呼称は、住民の意向を踏まえているのでしょうか。
答 呼称をどうするかは、区民にとって重要な問題です。現在の「区」という呼称については、都の出身機関のイメージ、内部団体的イメージが強く独立した地方公共団体にふさわしくないなどの意見がありますが、また一方においては、都会的である、親しみがあるとの意見もありま

問7 制度改革の基本的方向は、24項目が示されていますが、新しい都と新しい基礎的自治体間で調整する事務としては、どのようなものが考えられますか。
答 今回の制度改革の基本的方向は、都と新しい基礎的自治体間で調整する事務としては、24項目が示されていますが、新しい都と新しい基礎的自治体間で調整する事務としては、どのようなものが考えられますか。

問8 特別区の区域における清掃事業は、広域的な対応をすべきと思うのですが、清掃事業の役割分担はどうなるのでしょうか。
答 清掃事業は、収集から運搬・運搬と処理・処分は、作業の面からも施設の面からも分離することが可能であり、法律上もすでに収集・運搬は特別区の事業とされています。したがって、基本的な合意では、住民の日常生活に密着したきめ細かな対応が要求される収集・運搬は、新しい基礎的自治体が担当し、清掃工場と最終処分場は都が担当するということが、大都市圏の特性に合ったやり方で、住民サービスの一層の向上につながるものと考えているわけ

問9 今回の制度改革で、都区間の財政調整制度の垂直調整を、なぜ廃止するのでしょうか。
答 現行の都区間の財政調整制度は、都区間の財政調整の垂直調整を、なぜ廃止するのでしょうか。



問10 今回の制度改革により、新しい基礎的自治体の財政運営は、どのように変わりますか。
答 今回の制度改革により、新しい基礎的自治体の財政運営は、どのように変わりますか。

問11 現在、特別区は地方交付税制度上、どのような取り扱いになっているのでしょうか。
答 地方交付税とは、都道府県や市町村の普通地方公共団体相互間の財源の均衡化と個々の地方団体の財源保障を目的として、現在国税3税(所得税、法人税、酒税)の32パーセントを、国が地方団体に対して交付している税をいいます。

問1 特別区は、区民の選挙によって選ばれる区長と議会をもち、実質的には「市」と同じように住民に身近な自治体として、その役割を果たしています。しかし、地方自治法上は一般の市町村と異なり、一部事務組合や財産区等と同様の「特別地方公共団体」とされ、その結果いろいろな制約を受けています。

問2 また、都区財政調整制度や特別区事務の調整事例などにより、都と特別区の間には都が区に与えることができる仕組みや、区への依存関係が現れており、このことが自主的な行政運営の確立の妨げとなっています。

問3 さらに、「関与、依存関係」が、23特別区の区域内における都と区の事務の役割分担を不明確にしています。これらの問題に加え、今日、人口の高齢化を始めとする社会経済情勢の変動には著しいものがあり、それに伴い行政需要も増大、かつ、多様化しています。しかも、その需要には、住民に最も身近な自治体で解決を期待されているものが多くあります。

問4 制度改革の基本的方向は、特別区政調査会・都制度調査会の報告を受けて、まず都と区の行政の責任者が都議会・区議会等にも報告しながらまとめられたものです。

問5 「新しい基礎的自治体」という呼称は、住民の意向を踏まえているのでしょうか。
答 呼称をどうするかは、区民にとって重要な問題です。現在の「区」という呼称については、都の出身機関のイメージ、内部団体的イメージが強く独立した地方公共団体にふさわしくないなどの意見がありますが、また一方においては、都会的である、親しみがあるとの意見もありま

問6 清掃事業は、収集から運搬・運搬と処理・処分は、作業の面からも施設の面からも分離することが可能であり、法律上もすでに収集・運搬は特別区の事業とされています。したがって、基本的な合意では、住民の日常生活に密着したきめ細かな対応が要求される収集・運搬は、新しい基礎的自治体が担当し、清掃工場と最終処分場は都が担当するということが、大都市圏の特性に合ったやり方で、住民サービスの一層の向上につながるものと考えているわけ

問7 今回の制度改革で、都区間の財政調整制度の垂直調整を、なぜ廃止するのでしょうか。
答 現行の都区間の財政調整制度は、都区間の財政調整の垂直調整を、なぜ廃止するのでしょうか。

問8 今回の制度改革により、新しい基礎的自治体の財政運営は、どのように変わりますか。
答 今回の制度改革により、新しい基礎的自治体の財政運営は、どのように変わりますか。

問9 現在、特別区は地方交付税制度上、どのような取り扱いになっているのでしょうか。
答 地方交付税とは、都道府県や市町村の普通地方公共団体相互間の財源の均衡化と個々の地方団体の財源保障を目的として、現在国税3税(所得税、法人税、酒税)の32パーセントを、国が地方団体に対して交付している税をいいます。

問10 今回の制度改革により、新しい基礎的自治体の財政運営は、どのように変わりますか。
答 今回の制度改革により、新しい基礎的自治体の財政運営は、どのように変わりますか。